

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年8月4日（金）

（案件名）

- ・ 令和5年度地方債に係る同意等（一次協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
清水地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）
（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第 23 条

法第 5 条の 4 第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

令和5年度地方債同意等額（1次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (1次協議分) (A)	既届出額 (7月分まで) (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(42) 67,809	(49) 13,367	(90) 81,176	(265) 94,981
東日本 大震災分	(-) 10	(-) 0	(-) 10	(1) 13
総計	(42) 67,819	(49) 13,367	(90) 81,186	(266) 94,994

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う主な事業債

公共事業等債 (9,920 億円)、臨時財政対策債 (8,024 億円)、過疎対策事業債 (4,834 億円)、公共施設等適正管理推進事業債 (3,086 億円)、一般事業債 (2,886 億円)、緊急防災・減災事業債 (2,467 億円)、旧合併特例事業債 (1,984 億円)、公営企業債 (総額 2 兆 3,439 億円)

3. 今後のスケジュール

- 1次協議分：8月10日（木）に同意等予定
- 2次協議分：2月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和5年度 第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	56,684	12,672	36,345	49,017	7,667	86.5%
公共事業等	15,889	4,626	9,920	14,546	1,343	91.5%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※※	-	80	299	379	▲379	-
公営住宅建設事業	1,089	602	880	1,481	▲392	136.0%
災害復旧事業	1,126	0	296	296	830	26.3%
教育・福祉施設等整備事業	4,108	1,111	4,170	5,281	▲1,173	128.6%
学校教育施設等	1,682	408	1,957	2,365	▲683	140.6%
社会福祉施設	367	202	320	523	▲156	142.4%
一般廃棄物処理	981	343	1,328	1,671	▲690	170.4%
一般補助施設等	541	87	356	443	98	81.8%
施設(一般財源化分)	537	71	209	279	258	52.0%
一般単独事業	27,387	6,139	15,323	21,462	5,925	78.4%
一般	2,485	2,535	2,886	5,421	▲2,936	218.2%
地域活性化	690	132	339	472	218	68.4%
防災対策	871	73	417	490	381	56.2%
地方道路等	3,221	2,082	1,445	3,527	▲306	109.5%
旧合併特例	4,800	4	1,984	1,988	2,812	41.4%
緊急防災・減災	5,000	613	2,467	3,080	1,920	61.6%
公共施設等適正管理	4,320	334	3,086	3,420	900	79.2%
緊急自然災害防止対策	4,000	241	1,982	2,222	1,778	55.6%
緊急浚渫推進事業	1,100	92	449	541	559	49.2%
脱炭素化推進事業	900	33	269	303	597	33.6%
辺地及び過疎対策事業	5,940	0	5,320	5,321	619	89.6%
辺地対策	540	-	486	486	54	90.0%
過疎対策	5,400	0	4,834	4,835	565	89.5%
公共用地先行取得等事業	345	113	138	250	95	72.6%
行政改革推進	700	-	-	-	700	-
調整	100	-	-	-	100	-
公営企業債	27,551	695	23,439	24,134	3,417	87.6%
水道事業	6,035	12	6,396	6,409	▲374	106.2%
工業用水道事業	297	-	311	311	▲14	104.6%
交通事業	1,719	236	1,058	1,294	425	75.3%
電気事業・ガス事業	333	-	315	315	18	94.7%
港湾整備事業	619	7	500	507	112	81.9%
病院事業・介護サービス事業	4,598	87	3,988	4,075	523	88.6%
市場事業・と畜場事業	287	6	157	163	124	56.9%
地域開発事業	919	58	512	570	349	62.0%
下水道事業	12,649	289	10,127	10,417	2,232	82.4%
観光その他事業	95	-	75	75	20	78.6%
臨時財政対策債	9,946	-	8,024	8,024	1,922	80.7%
退職手当債	800	-	-	-	800	-
国の予算等貸付金債	(265)	(49)	(42)	(90)	(175)	-
合計	(265)	(49)	(42)	(90)	(175)	-
	94,981	13,367	67,809	81,176	13,805	85.5%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(265)	(49)	(42)	(90)	(175)	34.1%
	94,981	13,367	67,809	81,176	13,805	85.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※ 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	-	10	10	0	96.7%
公営住宅建設事業	8	-	8	8	▲0	100.9%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	-	2	2	-	-
一般単独事業	1	-	0	0	1	3.6%
公営企業債	3	-	0	0	3	7.8%
水道事業	3	-	0	0	3	7.8%
国の予算等貸付金債	(1)	-	-	-	(1)	-
総計	(1) 13	- -	- 10	- 10	(1) 3	- 76.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (7月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(265) 94,981	(49) 13,367	(42) 67,809	(90) 81,176	(175) 13,805	34.1% 85.5%
2 東日本大震災分	(1) 13	(0) 0	(0) 10	(0) 10	(1) 3	- 76.2%
合計	(266) 94,994	(49) 13,367	(42) 67,819	(90) 81,186	(176) 13,809	33.9% 85.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。